

広告掲載主 規約

株式会社長野環境保全センター（以下、「当社」といいます。）は、広告掲載及び顧客媒介のサービスに関する規約を、以下の通り定めます。

第1条（定義、規約の適用）

1 本規約における主要な用語の定義は、次のとおりとします。

- （1）「本サイト」とは、インターネット回線による自動公衆送信の用に供される記録媒体に記録されている、下記のウェブサイトを行います。
メインページのURL: <http://amigo-nagano.com/>、サイト名: あみ〜ごNAGANO。
- （2）「本サービス」とは、本規約に基づき当社が本サイトを用いて提供する広告掲載サービス、顧客を媒介するサービス及びこれらに付随するサービスの総称です。
- （3）「顧客」とは、本サイトを通じて当社に広告掲載主サービスの利用を相談しあるいは申し込み、当社がそれに応じて広告掲載主に媒介する個人または法人をいいます。
- （4）「広告掲載主」とは、本サービスの利用者であって、本サイトに広告を掲載し、かつ顧客に対して広告掲載主サービスの購入・利用機会を提供する個人または法人をいいます。
- （5）「広告掲載主サービス」とは、広告掲載主の商品またはサービス等であって、本サービスにより顧客に購入・利用機会が提供されるものをいいます。

2 本規約は、当社に対し本サービスの利用を当社指定の手続きにより申込み、かつ当社が必要な審査を行い、これを承諾した広告掲載主に対して適用されます。

3 広告掲載主は、本規約のすべての記載事項について同意した上で、当社に対し、本サービスの利用を行うものとします。

第2条（規約の変更）

1 当社は、当社の判断により、いつでも任意の理由で本規約の内容を変更することができるものとします。

2 当社は、本規約を変更するときは、広告掲載主に対して書面、FAXもしくは電子メール等の電磁的方法によって、事前にその変更内容及び変更日時を通知します。

3 広告掲載主が、前項の通知から2週間以内に本規約の変更について異議を申出なかった場合、変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

第3条（目的）

当社は、本サービスを提供することにより、広告掲載主と顧客間の取引を拡大し、地域経済の活性化に貢献します。

第4条（広告の掲載及び広告掲載費）

1 広告掲載主は、当社の指定する日時までに、当社の指定する内容・形式・形態で、本サイトに掲載する広告掲載主及び広告掲載主サービスにかかる広告の情報（以下「広告掲載情報」といいます。）の入稿を行い、当社は、当該広告掲載情報を本サイトの所定箇所に当社の指定する内容・形式・形態で掲載します。広告掲載情報の更新・変更を行う場合も同様とします。

2 広告掲載主は当社に対して、本サイトに広告掲載情報を掲載するために必要な著作権等の権利を使用許諾することとします。

3 広告掲載主の故意または過失によって第1項に定める入稿が行われなかった場合、当社は本規約に基づく義務の履行を免れるものとします。

4 広告掲載情報には、広告掲載主を特定できるだけの情報（電話番号、ファックス番号、

電子メールアドレス、ホームページURL等)を含めないものとします。

5 広告掲載主は、第1項に定める広告掲載・更新・変更の対価として、当社に対し、別途定める広告掲載費を支払うものとします。なお、当社は、広告掲載主から受け取った広告掲載費は、広告掲載主が広告の掲載を解約する場合においても、広告掲載主に返還しないものとします。

6 広告掲載主が当社に対し、第1項に定める広告掲載を別途定める期間中に解約する場合は、当社は広告掲載主に対し、別途定める解約金を申し受けるものとします。

7 広告掲載主は、第5項に定める広告掲載費を、当社の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとします。なお、振込手数料は広告掲載主の負担とします。第6項に定める解約金が発生した場合も同様とします。

8 広告掲載主は、当社が広告掲載主に媒介する顧客が「エコグリーンカード会員」である場合、当該顧客に対して何らかの特典を必ず付与するものとします。(通常販売価格からの割引、成約した顧客の中から抽選で何らかの商品・サービスを提供など。)

第5条 (広告の変更)

1 当社は、広告掲載主から入稿された広告掲載情報の内容・形式・形態等について、変更が必要であると判断するときは、当該入稿を受けて広告の掲載を開始した後であっても、当該広告掲載情報の内容・形式・形態等の変更を求めることができるものとします。

2 広告掲載主が第1項に基づく当社の申入れを拒絶した場合、または当社が広告掲載主から変更の承諾を得られない場合には、当社は広告掲載主に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく、当該広告掲載情報にかかる広告を本サイトから削除することができるものとします。

第6条 (広告の掲載に関する条件等)

1 広告掲載主は当社に対して、広告の対象となる広告掲載主サービスが法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとします。

2 当社が、広告掲載主の広告掲載並びに広告掲載主への顧客の媒介によって、顧客または第三者から損害賠償請求を受けた場合、広告掲載主はその責任及び負担においてこれを解決するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合には、この限りではありません。

3 広告の対象となる広告掲載主サービスが顧客または第三者の権利を侵害していることを理由として、当社が当該顧客または第三者に対して損害を賠償するなど、当社に損害または損失が発生した場合には、広告掲載主は当社に対して、当該損害または損失を補償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合には、この限りではありません。

4 広告掲載主は、当社が媒介した顧客に対して、本サイトに掲載される広告の内容に従い責任をもって広告掲載主サービスを提供するものとします。

第7条 (媒介及び媒介手数料)

1 当社は、本サイトを通じて当社に広告掲載主サービスの利用を相談しあるいは申し込んできた顧客を、広告掲載主に媒介します。

2 当社は、第1項に定める媒介を行うにあたり、顧客に対し必要に応じて連絡業務を行いますが、広告掲載主を代理する法律上の権限を有するものではなく、当社は、広告掲載主の代理権を有する旨を表示しないことを確認します。

3 広告掲載主は、当社が媒介した顧客との広告掲載主サービスにかかる取引・契約の状況に関し、当社から請求があった場合には、指定された期間内に当社に対して報告するものとします。

4 広告掲載主は、当社が広告掲載主に媒介した顧客に対し、当社に報告することなく、広告掲載主サービスにかかる取引・契約を成立させてはならないものとします。なお当社は、広告掲載主に媒介した顧客に対して、当社よりポイントを付与する際に当該取引・契約の成

立等の確認をできるものとします。また当社は、広告掲載主に媒介する顧客（潜在顧客を含む）に対し、広告掲載主の評価（レビュー）を求めることができるものとします。

5 広告掲載主は、第1項に定める媒介を当社から受けるにあたり、広告掲載主サービスにつき、当該媒介による顧客との間で債務不履行等の問題が発生した場合は、広告掲載主と顧客との間で解決し、当社に迷惑をかけないものとします。

6 広告掲載主は当社に対し、第1項に定める当社の媒介による見積もりがあった場合及び成約した場合、別途定める媒介手数料を支払うものとします。成約した場合の媒介手数料の支払い義務は、広告掲載主が顧客から広告掲載主サービスの対価を受け取った場合に発生するものとします。なお、当社は、広告掲載主から受け取った媒介手数料は、広告掲載主が顧客に対して当該媒介手数料にかかる広告掲載主サービスの対価を返還した場合においても、広告掲載主に返還しないものとします。

7 当社は、第6項の媒介手数料を毎月末締めで計算し、広告掲載主に対して、翌月10日までに、媒介手数料にかかる請求書を、書面、FAXまたは電子メール等の電磁的方法で発行します。

8 広告掲載主は、第7項の請求書に記載された媒介手数料の額を、請求書が発行された月の末日までに当社の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとします。なお、振込手数料は広告掲載主の負担とします。

9 本条の規定は、本規約の有効期間中における当社の広告掲載主に対する媒介によって生じた媒介手数料については、本規約終了後も、当該媒介手数料の広告掲載主から当社への支払いが完了するまで、なお有効に存続するものとします。

第8条（支払遅延）

1 広告掲載主が前条に定める媒介手数料の当社に対する支払を遅滞した場合、広告掲載主は当社に対して1年を365日とする日割で年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

2 広告掲載主が前条に定める媒介手数料その他当社に対して負担する債務の支払を遅滞する場合、当社は、当該広告掲載主がすべての債務を完済するまで、本規約に基づくすべての顧客の当該広告掲載主への媒介を中止できるものとします。

3 前項の場合、広告掲載主は当社に対し、顧客の当該広告掲載主への媒介につき、広告掲載・媒介手数料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとします。

第9条（規約の解除）

当社は、広告掲載主が次の各号にいずれかに該当した場合には、催告等の手続なしで直ちに本規約を解除し、広告掲載主に対して損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合において、10日間以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内に違反状態が是正されないとき
- (2) 仮差押、仮処分、差押え、競売、租税滞納処分等の公権力による処分を受けたとき
- (3) 支払いを停止したとき（手形または小切手の1回目の不渡りを含む）または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったときまたは解散若しくは営業の廃止を決議したとき
- (5) 関係官庁から営業の許可取消または停止処分を受けたとき
- (6) 代表者または実質的に経営権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員若しくは準構成員であることが判明したとき
- (7) 暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をしたとき
- (8) 上記のほか、財産状態、信用状態または事業内容に重大な変更が生じ、本規約の債務の履行が困難と認められる客観的な事情が生じたとき

第10条（損害賠償責任の限定）

1 当社が、本規約に関連して広告掲載主に対して損害賠償責任を負う場合、その賠償金額は、当社が当該時点までに本規約に関連して広告掲載主様から得た利益の総額を上回らないものとしします。

2 本規約に関連して当社が広告掲載主に損害賠償責任を負う場合であっても、当社は、広告掲載主における事業の損失・逸失利益などの間接的損害については責任を負わないものとしします。当社が広告掲載主より当該損害の可能性について告知されていた場合についても、同様とします。

第11条（サービスの一時的な中断）

1 当社は、次の各号いずれかの事由に該当する場合、広告掲載主に事前に通知することなく、一時的に本サイトの運営・本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 本サイトまたは関連設備の保守を定期的または緊急に行うとき。
- (2) 本サイト・本サービスで利用する通信回線、電力等の提供が中断されたとき。
- (3) 火災、停電等により本サイトの運営・本サービスの提供ができなくなったとき。
- (4) 地震、台風、洪水、津波等の天災その他の非常事態が発生し、またそのおそれが生じたために、法令・指導により通信の制限等の要請、指示があった場合または当社が必要と判断したとき。
- (5) その他技術的に不可能な事由により本サイトの運営・本サービスの提供ができなくなったとき。

2 第1項の場合その他当社の責めに帰すことのできない事由により、本サイトの運営・本サービスの提供をすることが不可能となった場合でも、当社は広告掲載主に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとしします。

第12条（免責事項）

1 当社は広告掲載主に対し、本サービスの確実な提供及び顧客の確実な媒介につき、保証するものではありません。

2 当社は、本サイトにおいて、当社の管理下にあるインターネットサーバーに広告掲載主のデータをアップロードする場合におきましても、当該データの保管を保証するものではありません。広告掲載主側において、これらのデータにかかる情報のバックアップをとっておくことを強くお勧めします。

3 本サービスの利用において、広告掲載主の責により当社その他の第三者に損害が発生した場合または権利が侵害された場合、広告掲載主は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社に対する金銭その他の請求を行わないものとしします。

4 当社は、広告掲載主が本サービスを利用した際に広告掲載主の責により発生した債務不履行等の問題についての損害賠償は、一切いたしておりません。

5 広告掲載主は、本サービスの利用にあたり、当社に対して一切の迷惑損害をかけないものとしします。

6 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとしします。

7 当社は、広告掲載主に対し、以下の各号に該当する損害の責任ならびに以下の各号に付随する2次的なデータの漏洩、損失、損害にかかる責任を負わないものとしします。

- (1) 当社が提供していないプログラムによって生じる損害。
- (2) 当社以外の第三者による不正な行為によって生じる損害。
- (3) ハッカー及びクラッカーによるサーバーへの侵入または攻撃等の行為による損害。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって業務を行ったにもかかわらず発生した本サイトまたは本サービスのバグによって生じる損害。

第13条（秘密保持義務）

1 当社または広告掲載主は、本規約有効期間中であると否とを問わず、本サービスの提供・利用に関して知り得た相手方の営業上または技術上の秘密情報を、相手方の事前承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

2 前項の規定は、次の各号に規定する情報には適用されないものとします。

- (1) 相手方から開示された時点で既に公知となっている情報
- (2) 相手方から開示された時点で既に保有している情報
- (3) 独自に開発した情報
- (4) 第三者から正当に入手した情報
- (5) 法律の定めにより、開示を要求された情報。

3 相手方の秘密情報の提供を受けた当社または広告掲載主は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの利用の目的範囲内でのみ使用するものとします。

4 相手方の秘密情報の提供を受けた当社または広告掲載主は、相手方の要請があったときは、秘密情報に関する資料等を当社に返還または消去するものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

当社は、広告掲載主が本サービスを利用するにあたって個人情報を取得した場合、当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第15条（禁止事項等）

1 広告掲載主は、本規約にて禁止された行為の他、本サイト及び本サービスの利用において次の行為を行うことは固く禁止されます。また、広告掲載主は同様の行為を第三者にさせることはできません。

- (1) 本サービスの利用を、当社所定の手続き以外の手続きとする行為。
- (2) 本サイトの運営・本サービスの提供を妨害する行為。
- (3) 虚偽の情報を登録・記入・送信する行為。
- (4) 無限連鎖講・ネットワークビジネス等の勧誘行為、並びに個人情報の収集行為。
- (5) 当社または第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (6) 当社または第三者の財産、プライバシー、名誉または肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (7) 当社または第三者の信用を傷つける行為。
- (8) 前各号の他、不法行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為、その他良識の範疇において当局または当社が不適切と判断する一切の行為。

2 広告掲載主は、本サービスの利用状況の開示を監督官庁等から要求された場合、直ちに当該要求に応じなければならないものとします。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

当社及び広告掲載主は、相手方からの事前の書面による同意なしに、本規約に基づく権利または義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡しまたは担保に供することができないものとします。

第17条（利用期間）

1 本サービスの利用期間は、当社が広告掲載主の本サービス利用申込を承諾した日から1年間か月とします。ただし、当該期間満了30日前までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2 当社は、広告掲載主の本サービス利用期間満了の30日前までに、広告掲載主に本規約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの内容、媒介手数料その他の規約内容を変更することができるものとします。

3 当社は、広告掲載主に媒介した顧客が1年間なかった場合、当該広告掲載主の意思に関わらず、本規約を解約できるものとします。この場合、当社は本サイトから当該広告掲載主の広告を削除することができるものとします。

第18条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって本規約の全部または一部を解約することができるものとします。

- （1） 廃止日の30日前までに広告掲載主に通知した場合。
- （2） 天災地変等、不可抗力により本サービスを提供できない場合。

第19条（規約終了の効果、資料の取扱）

1 本規約が解除または解約された場合においては、解除または解約は将来に向かってのみ効力を有するものとします。

2 本規約を解除または解約した場合においては、当社または広告掲載主は、相手方から渡された資料・物品等（データ・文書・写真等の著作物、事務用品・記憶媒体等の物品等）の廃棄、返却または相手方の指示に従って処分するものとします。

第20条（合意管轄）

本規約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

第21条（協議事項）

本規約に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、関係法令及び一般慣習に従い、当社及び広告掲載主及び誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

当社 〒383-0054

長野県中野市大字立ヶ花855

株式会社長野環境保全センター 中野営業所内 あみーごながの事務局

附則

【第4条：広告掲載費について】

第4条の広告掲載費は以下のとおりとします。

- ・ 初期費（掲載主のページ作成費）：¥15,000
支払期限：広告掲載申込日以降、広告掲載主の広告が掲載されたことの検収日月の翌月末までに支払うものとします。翌々月初に入金確認できなければ広告掲載を中断します。
- ・ 基本掲載費（月々の掲載費）
掲載期間1年の場合：毎月¥4,000（一括なら¥45,000）
掲載期間2年の場合：毎月¥3,000（一括なら¥70,000）
支払期限：広告掲載申込日以降、広告掲載主の広告が掲載されたことの検収日月を開始月として、毎翌月末までに支払うものとします。翌々月初に入金確認できなければ広告掲載を中断します。
- ・ 更新・変更費：広告掲載期間中1回：無料、2回以上：1回につき¥5,000
支払期限：更新・変更申込日以降、広告掲載主の広告が更新・変更されたことの検収日月の翌月末までに支払うものとします。翌々月初に入金確認できなければ広告掲載を中断します。
- ・ 解約費：¥10,000
支払義務発生条件：広告掲載申込日以降、広告掲載主の広告が掲載されたことの検収

日月を開始月として6か月以内に解約する場合に、解約日の支払発生義務が発生するものとします。

【第7条：媒介手数料について】

第7条の媒介手数料は以下のとおりとします。

- ・見積もり手数料：1件につき¥515

見積もりを受発注する手段（電話、メール、FAX等）は、当社の指定する方法によるものとします。

支払期限：第7条第8項に従うものとします。支払月の翌々月初に入金確認できなければ広告掲載を中断します。

- ・成約手数料：成約金額が300万円未満の場合、成約金額の5%。成約金額が300万円以上の場合、成約金額の3%。

支払期限：第7条第8項に従うものとします。支払月の翌々月初に入金確認できなければ広告掲載を中断します。

平成23年2月1日制定

広告掲載・顧客媒介 申込書

【本申込に関する問い合わせ及び申込書送付先】

〒383-0054 長野県中野市大字立ヶ花 8 5 5

株式会社長野環境保全センター内 あみーごながの事務局

Tel:

Fax:

e-mail :

(申込者)

住所

会社名／店舗名

代表者

印

「広告掲載主規約」に同意の上、広告掲載サービス、顧客の媒介サービス、及びこれらに付随するサービス（規約上の定義：本サービス）の利用を申込みます。

1. 申込日 平成 年 月 日

2. 広告掲載情報

商品・サービスの内容	最大 200 文字
商品・サービス提供エリア	
営業時間	時 分 ～ 時 分
定休日	
駐車場	有り： 台分 / 無し
備考	最大 200 文字

3. ご連絡先

- (1) ご担当者/利用責任者名
- (2) ご住所
- (3) 店舗名
- (4) 電話/FAX
- (5) e-mail
- (6) 休業日と営業（対応可能）時間

※ 申込み承諾の通知は、上記メールアドレス宛に e-mail により発信します。